

あさみどりの会 令和3(2021)年度事業計画

1. あさみどりの会の基本理念

心身に障害のある人とかかわりを通して、ボランティアの心を育み、すべての人々が共に良い人生を送れる社会づくりを行う。

2. 活動指針

①ボランティアの心を基調として活動する

法人設立の原点であるボランティア活動を事業の根幹として位置づけ、信頼関係に基づく人と人の関わりを最も大切に、共生共存の社会づくりを行う。

②福祉運動のパイオニアとして活動する

障害のある人にもない人にも真の人間福祉を実現するために、人間探求の研究・研修を深め、人間援助の理論・方法を開発すると共に、福祉の心を広げるための社会啓発を行う。

③支援の基本姿勢は利用者本位で行う

支援者は人間の尊厳を基調として、利用者の心に聞きながら、愛と自由と安心の暮らしを実現できるように支援する。

④事業は開放的に運営する

事業・財務・人事等の情報を常に開示し、利用者・職員・市民の主体的参加のもとに、公正・公平な事業運営を行う。

⑤障害者の自立と地域生活を目標に支援を行う

幼児期からの早期発見・早期療育を経て成人期に至る発達支援を基本とし、地域社会の一員としての役割を果たしながら、地域で生き生きと暮らせることを目標に、各ライフステージに応じて一貫した支援を行う。

⑥障害児・者の家族と共に活動する

障害児・者の安心と心の豊かさを支える最大の資源である家族と共に、子どもの生涯に亘る豊かな人生を拓くための相互扶助体制づくりに取り組む。

⑦施設は地域福祉の拠点として機能する

施設は障害児・者の発達支援・自立支援を行うと共に、その地域生活や社会活動を支援し、行政等他の機関と連携して地域のさまざまなニーズに対応する福祉の拠点として機能する。

3. 運営方針

(1) あさみどりの会の基本理念に基づく社会啓発を行う

障害のある人もない人も共に良い人生を送れる社会づくりのために、機関誌「療育援助」の発行、各種講演会、研修会、イベント、ホームページなどで社会に発信していくと共に、ボランティアの育成、施設の地域開放などにより社会との交流を深める。

(2) 幼児期から高齢期までライフサイクルに応じた一貫した支援を行う

心身に障害のある人が人間として幸せな生涯を全うできるようにするために、当法人が長年にわたって培ってきた理念のもと、幼児期から高齢期まで一人ひとりのライフサイクルに応じた一貫した支援を家族と事業所（支援者）が一体となって共に取り組むとともに、家族のグループ育成を行い家族同志の互助機能を高め、公的支援のみでは支えきれない部分も補う総合的支援を充実させ、真の人間福祉の実現をはかる。

(3) 親亡き後の支援体制づくり

当法人の成人のサービス利用者の親の高齢化が進み、親亡き後の先行きに不安を抱えている家族も多い。そこで家族同士（父親及び母親の会、きょうだい会など）の互助機能の強化とそれを支援する体制を整えるとともに、特定非営利活動法人「蒼の会」と連携して成年後見の充実をはかる。

(4) グループホームの充実

障害のある人の生活の場の一つとして、利用者一人ひとりが安心して暮らし、家族も安心して託すことのできるよう、グループホームを当法人の中心的事業としてさらに充実させていくことが必要である。そのためには利用者にとって質の高い生活が保障されるとともに、支援者にとって働きがいのある楽しい職場にしていくために、最大限の配慮をしていかなければならない。

(5) 職員の資質の向上をはかる

各事業所における日々の実践を通して、職員一人ひとりの知識・技術の向上をはかり、事業及び支援に係る個別支援の会議・計画・記録等を着実に実施する。法人内の各種研修の充実をはかる。法

人内各事業所間の経験交流や対外研修も含め、テーマをもって職員が主体的に研究・研修に取り組むことを奨励し費用の一部助成も行う。

(6) 事業経営の安定をはかる

当法人が営々と積み重ねてきた社会啓発活動と障害児者支援の実践を矜持とし、障害児・者福祉のパイオニアの自覚をもって、法人・事業所の役職員はもとより、関係者全員が制度の動向に柔軟に対応し、協力して経営の安定をはかることが必要である。

4. 組織強化

「あさみどりの風」との協働を含め、あさみどりグループとしての持続可能な共助関係を構築していくとともに、各事業所間の密接な連携と助け合いのもと、公益的な取組みと地域での活動を充実させ、各会議・部会・委員会等の活動を通して情報共有及び人材育成の取り組みを行い、法人の基本理念に根差した法人経営を行うための組織強化をはかる。また、去年度から続く新型コロナウイルス感染症への対応として、あさみどりグループの事業所間の応援体制のさらなる強化を図っていく。

(1) 理事会…法人の業務執行に関する意思決定機関として中長期計画、各年度の事業計画及び予算の策定、業務執行の決定、理事の職務執行における監督、理事長・業務執行理事の選定解職など法人運営の執行責任を負う。

(2) 評議員会…理事・監事の選任及び解任、貸借対照表・収支計算書・財産目録の承認、定款の変更及び財産の処分等の法人運営に関するルールや体制の決定と事後的な監督を行う。

(3) 施設長会…理事会・評議員会の議決・承認事項に基づき、各事業の実施について協議を行う。併せて施設・事業所間の連携について協議・確認を行う。

定期的なあさみどりグループの合同施設長会を開催し、主に職員研修や地域啓発、緊急時の応援等の人事交流を中心にした協力体制の確認と具体的な連携を協議する。

(4) 施設長主任会…理事会・評議員会・施設長会における決定事項の具体的な実施について協議し、その結果を全職員に周知をはかる。また、各施設・事業所職員の意見を集約し、協議の場に反映するよう努める。

(5) 職種別部会…同一職種の法人内における横断的な情報共有・協議・活動の場とする。

① 支援スタッフ部会…各施設・事業所の支援スタッフリーダー（主事等）によって構成する。支援の場でのOJTに主導的な役割を担うため、障害児・者の発達支援・自立支援にかかる情報・知識・技術を共有できるよう学習を重ねる。

② 共同生活援助事業所スタッフ部会…グループホームスタッフによって構成する。法人全体のグループホーム利用者の生活の質を高めるために、各事業所間および各ホーム間の連絡を密にし、必要な情報・知識・技術を共有できるよう努める。毎月1回ホーム担当者会議を開催する。

③ 事務担当者部会…各事業所における事務体制の強化等について具体的にプランの作成及び実施を行い、法人および各事業所において円滑な事務処理ができるよう努める。

(6) 委員会…当法人本来の中核事業である社会啓発活動を推進すると共に、職員の資質向上をはかる。

① ボランティア育成委員会

ボランティアの育成と協働を目的とし、次の各事業を企画運営する。

ボランティアスクール・なないろコンサート・ボランティアサークル連絡協議会等。

その他ボランティア関係団体との連携、連絡調整を行う。

② 療育研究活動委員会

法人の研究活動（調査研究・実践研究・学齢児支援など）の企画運営。実践、事例発表。

法人主催の対外研修（フォーラムあさみどり・心身障害問題を考えるつどい・他）及び法人職員研修（全体研修会、初級職員研修、4年目研修、自主研修、インシデント・プロセス研修）の企画運営を行う。また、理念を共有するあさみどりグループの他法人との研修を通じた人事交流の場としても位置づけ、障害福祉の未来を担う人材の育成もその目的の一つとする。

③ 広報委員会

法人全体の情報の発信を行う。

ホームページ管理・運営（各事業所HP）。「療育援助」（対外）の企画、編集発行。

「ラポールあさみどり」（法人内）の編集発行。

(7) プロジェクト会議…法人の事業及び活動に係る1～2年の短期的なプロジェクト会議

○ CA 会議（Challenged Approach・障害者雇用準備会議）

法人事業所における障害者雇用を促進することを目的に、各事業所の日中活動の情報共有をしつつ、雇用につながる仕事の開発や環境整備の具体案を作成する。

会議の期間を前年度の取り組みを継続することを前提に2020年4月から2021年3月までの1年間としていたが、コロナ禍の影響で会議を中止にする状況が続いたため、法人として2022年4月を目標に、会議の期間を延長し障害者雇用システムの構築を目指す。尚、システムが整ったのちは、各事業所に従業者の相談担当（窓口）を設置し、担当者会議等を含めて施設長主任会が統括する。

5. 中期事業計画

①さわらび園

＜施設事業計画＞

- ・体制及び療育内容の充実を図ると共に、記録類の整備（電子化を含む）を行う。
- ・地域支援（相談支援・訪問支援）の展開を進めると共に、地域の各関係機関とのネットワークを拡げていく。
- ・幼児期から学齢期に至るシームレスな支援体制の強化を図るため、学齢児支援の内容（保護者への相談機能、本人の意思決定支援など）を充実させていく。
- ・母親の会および父親の会との連携を深め、家族支援の更なる充実をはかっていく。
- ・園内の研修プログラムの充実および研修等への派遣を通して、職員のスキルアップにつなげる。

②べにしだの家

＜施設事業計画＞

- ・利用者の障害特性、重度化、高齢化にかかわる研修と資格取得の推進
- ・ホームの365日支援に向けた体制づくり
- ・高齢化対応、おあしすくんの展開を含めた総体的な日中活動の見直しと提供
- ・あらくさ独立に向けた新規利用者の募集、支援体制の整備、指定申請手続き
- ・医療機関、介護事業所、他福祉サービス事業所等他機関との連携推進

＜施設整備計画＞

- ・中期5か年計画の順次遂行（新規作業室の設置、こがもホームの改修、あらくさ作業室の独立生活棟のホーム転換、あらいの家エレベーター設置）

③れいんぼうワークス

＜施設事業計画＞

- ・事例検討や外部研修を通して障害特性に応じた個別支援等のスタッフのスキルアップ
- ・医療機関、介護事業所、他福祉サービス事業所等他機関との連携推進
- ・ホームの365日支援に向けた人員確保と体制作り
- ・農作業（自然栽培）を軸に周辺地域との連携、新たな活動の拡がりの模索

＜施設整備計画＞

- ・農作業の拡がりに対応した設備整備
- ・グループホームの整備（虹の家Ⅲ・Ⅳの外壁改修工事）
- ・その他（エアコン取替工事）

6. 令和3(2021)年度 事業の概要

(1) 社会福祉事業

□社会福祉法第2条第2項に定める第一種社会福祉事業および類似事業

障害者支援施設「べにしだの家」（施設入所支援定員 30 人／名古屋市中村区鴨付町）

□社会福祉法第2条第3項に定める第二種社会福祉事業及び類似事業

ア. 障害児通所支援事業

児童発達支援センター「さわらび園」

（児童発達支援定員 30 人・保育所等訪問支援／名古屋市中村区新池町）

イ. 障害福祉サービス事業

①生活介護事業所

○べにしだの家（定員 70 人／名古屋市中村区鴨付町）

主たる事業所：べにしだの家（中村区鴨付町）

従たる事業所：茶房游・第3作業室（中村区小鴨町）／あらい作業室（中村区荒輪井町）／あらくさ作業室（千種区神田町）

○れいんぼうワークス（定員 20 人／愛西市西條町）

②共同生活援助事業所…3事業所・グループホーム 12ヶ所（定員 73人）

○べにしだ共同生活援助事業所（定員 43人／名古屋市中村区・千種区）

ながおさホーム・あらわいの家・こがもホーム・ゆうゆう・いなばじホーム・あらくさの家・神田ホーム

○れいんぼう共同生活援助事業所（定員 30人／愛西市西條町）

虹の家・虹の家Ⅱ・虹の家Ⅲ・虹の家Ⅳ・虹の家Ⅴ

③知的障害児・者短期入所事業（べにしだの家）

ウ. 相談支援事業（べにしだの家・さわらび園）

エ. 日中一時支援事業（べにしだの家・れいんぼうワークス）

（2）公益を目的とする事業

ア. 療育援助事業

既存の諸制度の網の目からもれた部分等で、援助を必要とする障害児（者）および家族・団体への援助を行い、家庭療育・地域療育の促進をはかる。

①療育相談（一般児童相談を含む、要予約）

②在宅心身障害児の家庭療育援助および各地療育グループの援助

③母親研修会（心身障害についての基礎学習、年 10回）

④支援者養成に係る事業所見学会（べにしだ 2月 24日／れいんぼう 2月 3日・5日）

⑤その他ボランティア派遣

イ. ボランティア育成事業

学生及び社会人の生涯学習の場として、生きがいを求め、人の役に立ちたいという人々のニーズに応え、社会活動参加への基礎的・専門的学習の機会を設け、実践活動への方向づけを行う。

①あさみどりボランティアサークル連絡協議会の開催 4月 17日（土）

②ボランティア・スクール 10月 13日～12月 11日 5講座

③なないろコンサートの開催 12月 5日（日）

④ボランティアグループの育成

ウ. 地域啓発事業

福祉活動に地域住民が直接参加し、また学ぶ機会を持つことにより、心身障害問題への理解を深めコミュニティ・ケアの担い手となる人々の輪が広がっていくよう働きかけていく。

①機関誌『療育援助』の発行（月 1回）

②心身障害問題を考える集い 7月 3日（土）ウインクあいち（予定）

③フォーラムあさみどり 11月 20日（土）会場未定

④さわらび祭（2月 11日）

⑤各事業所の地域開放（随時）

⑥しんいけ子どもクラブ（年間 6回）

⑦各事業所の地域事業

れいんぼう祭（5月 22日／施設内の催し）しんいけ盆踊り（コロナの状況を鑑み中止）

さわらび運動会（10月 10日）べにしだ祭（11月 6日）

エ. 野外活動事業

あさみどりの会の実践活動は、昭和 36年の親と子のサマースクールから始まった。人間と自然とのふれあい、合宿による人間同志のふれあいを通して真の人間性の回復をはかる。

①あさみどりの会研修所「郡上山の家」の運営（4月山の家準備・10月山の家片付け）

②れいんぼうワークス山の家合宿（6月～7月／2泊 3日／3回）

③新池子どもクラブ・わいわいキャンプ（今年度中止）

④療育グループ親子療育キャンプ（今年度中止）

⑤さわらび園親子療育キャンプ（今年度中止）

⑥学童合宿（7月 22日～24日／小学生 2泊 3日・9月 17日～20日／中学生 3泊 4日）

⑦農業体験プログラム（学齢児を中心に年間を通して実施）

オ. 家族の支援活動

◎障害をもった子どもの生涯の幸せを願って計画的に活動する保護者のグループを支援する。フォーラムあさみどりの前に行われる後援会役員会や連絡会議で各グループの情報交換を行う。

◎成人事業所ごとに年 2回「きょうだいの会」を開催する。定期的に会報を発行する。

◎保護者グループ名（令和 3年 4月現在）

【父親のグループ】

あらくさの会・かわせみの会・虹の会・あしたばの会・フォルテ・クラブヤジオ
かたつむりの会・わらび自立生活を援助する会・べにしだの家自立をすすめる会

【母親のグループ】

みどりの会・四季の会・わらの会・樹の会・すばるの会・もえぎの会・ウイングの会
あゆいの会・こもれびの会・あんずの会・東風の会・凧の会・母親の会リズム
宙（そら）の会・こだまの会・JOY!!・コパン

(3) 職員研修

- ①法人職員全体研修 4月3日(土)・9月4日(土/あさみどりグループ合同開催)
法人理念及び運営方針について全職員の共有を図り、講演、実践発表を含めた研修を実施する。
- ②法人が主催または後援する啓発事業参加(「心身障害問題を考える集い」「フォーラムあさみどり」) 職員研修の一環として位置づけ、職員の参加を勧める。
- ③初級職員研修 7月10日(土)
新規採用職員～3年目職員を対象。職員としての心構え、交流等を目的に行う。
- ④4年目研修 職歴4年目を対象。他施設体験実習。(事業所間の交換研修含む)
- ⑤階級別(中級・上級)研修 職歴に応じた研修。
*宿泊型療育実地研修(所属施設長の推薦による。対象プログラムはさわらび園の幼児及び学齡児を対象にした宿泊型療育)
成人事業所の中級職員を対象とし、法人の出発点でもあったさわらび園における障害児療育の実践に触れ、ライフステージに応じた一貫した支援と予防福祉の意味合いを学ぶ。
*インシデント・プロセス研修 年10回(8・2月を除く)第1火曜日15:00～
各事業所の上級職員を対象に、豊田西病院の精神科医小野宏氏を講師として、インシデントプロセス法について学習し、法人職員の人材育成に寄与する。
- ⑥発達障害対応研修 成人施設各年3回(6月・8月・1月)
各施設単位で、一年間通して発達障害の関わりについて、横浜やまびこの里の障害支援部長の小林信篤氏を講師として、取り組みを提示してカンファレンスを行う。
- ⑦自主研修 常勤全職員を対象。基本は他施設実習。企画書の提出によって選出。
- ⑧各施設における研修活動 各施設の実情に合わせて、事例研究会・現場研修等を実施する。
- ⑨外部研修への参加 知的障害者福祉協会・愛知県社会福祉協議会・社会就労センター協議会などが主催する研究大会・研修会などへ職員を派遣する。
- ⑩社会福祉士・介護福祉士等の資格取得の奨励 職員が職務に関連する資格を取得することを奨励し支援する。

7. 法人役職員

理事会	理事長	後藤秀爾
	専務理事	島崎徹也(総合施設長) 追分伸夫(事務局長)
		椿 泰廣 島田修三 山本智恵
	監事	渡邊 勝 菅沢 豊
	事務局員	池田陽子

(※ 顧問：島崎春樹 相談役：高濱 潔)

村上正城(顧問税理士) / 加古 朗(顧問社労士)

評議員会	評議員	鵜飼信孝 青山達雄 浅井 勉 綱木みどり
		森 弘典 坪内勝彦 野々山郁 手嶋雅史

法人本部 名古屋市千種区新池町 1-18-2
TEL 052-782-2233 FAX 052-782-3513E-mail asamidori@asamidori.net

令和3(2021)年度 各事業所事業計画

【1】重点目標

施設	重点目標
さわらび園	<ol style="list-style-type: none"> 1. 児童発達支援事業 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、従来の療育体制を工夫してきた中で見えてきた可能性や課題を精査したうえで、今後の新たな療育体制の組み立てを行う。具体的には、家庭での養育につなげていくための母子療育の目的をベースにおきつつ、児童の状況（年齢や療育経過等）を踏まえ、就学・就園に向けた段階的な療育体制の構築をはかる。 2. 療育グループ事業（名古屋市事業） 就園前グループの進路指導をより丁寧に行うことに力を入れ、必要な児童については児童発達支援や並行グループおよび保育所等訪問支援の利用につなげ、継続した支援を行いながら、地域の機関へとつないでいく。また、卒園児のアフターケアとしては、本人活動の充実をはかる。 3. 保育所等訪問支援事業 児童発達支援や就園前の療育グループから地域の保育園・幼稚園への就園につながった児童の移行支援として訪問支援事業に力を入れ、その実践を通して地域の関係機関とのつながりを深め、地域の中での支援体制の構築をはかる。 4. 障害児相談支援事業 学齢児のケースについて地域の相談支援事業所への移行をスムーズにすすめていけるよう、地域の相談支援事業所との連携を密にしていくと共に、自立支援協議会を通じて地域の事業所全体のスキルアップにつながるような企画運営にも携わっていく。
べにしだの家	<ol style="list-style-type: none"> 1. 虐待の根絶に向けて権利擁護意識の啓発と向上に継続的に努める。 2. 生活棟のホーム転換に向けた第1段階として、新規作業室の設置及びこがもホームの改修を実施する。 3. 利用者の高齢化、おあしすくんの展開を含めた総体的な日中活動の見直しと定着を図る。 4. あらくさ作業室は令和4年度の独立を目指して新規利用者の募集を促進すると共に、支援体制を整備する。 5. 利用者の障害特性及び多様化する心身状況に対応しうる支援スキルの向上を図る。 6. 家族会、自立をすすめる会、きょうだい会、蒼の会との連携を維持し、共同体としての営みを具体的に展開していく中で互助機能の強化を図る。 7. 新型コロナウイルス等感染症対策を日常的に意識し、継続して取り組む。
れいんぼうワークス	<ol style="list-style-type: none"> 1. 基本的な支援 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者一人一人において言葉のみならず様々な形で表出される意思を汲み取り、ご本人の意思決定のサポートを第一に考えて支援を行う。 2. 新型コロナウイルスの感染対策 <ul style="list-style-type: none"> ・対策をより効果的にするために、各食事場面、作業室での作業場面や休憩場面などで適切な距離を取るなどの環境設定と基本的な対策を細やかにかつ徹底して行い、より安心安全な活動、生活を提供する。 3. 生活介護事業 <ul style="list-style-type: none"> ・作業環境の整備、個別のニーズ、特性を考慮した活動の提供に努める。 ・農作業は自然栽培の野菜作りを通して地域とのつながりや連携をますます推進していく。 4. 共同生活援助事業所 <ul style="list-style-type: none"> ・安心安全な暮らしの提供とそのためのも更なる支援者の確保、育成に努める。 5. スタッフ育成 <ul style="list-style-type: none"> ・有期契約職員も含め全スタッフの支援力向上、広い視野と知識習得のため、発達障害対応研修をはじめとした研修への積極的な参加を推奨する。

【2】利用児・者の状況（2021年4月1日現在）

（1）年齢・性別ほか

○さわらび園

学年齢		0才	1才	2才	3才	4才	5才	小計	総計
通園児童	男			9	7	1	7	23	30
	女			2	2	2		6	
学年齢		0才	1才	2才	3才	4才	5才	小計	総計
りとるG	男	1	10					11	17
	女		6					6	
学年齢		0才	1才	2才	3才	4才	5才	小計	総計
ジョイフルG	男				10	4	7	21	26
	女				2	2	1	5	
計		1	16	11	20	9	15	72	72

■学童療育

学年	1	2	3	4	5	6	中1	中2	中3	計
男	8	7	7	2	3	5	0	5	4	41
女	3	2	1	3	4	2	1	2	0	18
計	11	9	8	5	7	7	1	7	4	59

○成人施設

年 齢		15~29	30~39	40~49	50~59	60才以上	計	総計
べにしだの家 (生活介護)	男	4	8	20	7	3	42	68
	女	1	10	8	4	3	26	
れいんぼう ワークス	男	6	9	2			17	23
	女	1	4	1			6	
計		12	31	31	11	6	91	91
べにしだの家 (施設入所支援)	男	1	2	8	3	1	15	25
	女		3	2	2	3	10	

○グループホーム

■べにしだ共同生活援助事業所

	年 齢 層					性 別		障 害 支 援 区 分						障 害 基 礎 年 金	
	~29	30~39	40~49	50~59	60~	男	女	2	3	4	5	6	1級	2級	
ながおさホーム			4	1	1	6				3	1	2	2	4	
こがもホーム		1	1	2		3	1		1	1	2			4	
あらわいの家			5	1	1	7					1	6	7		
ゆうゆう		1	3			2	2			1		3	3	1	
いなばじ			4	2		1	5					6	4	1	
あらくさの家		4				1	3			1	1	2	1	3	
神田ホーム	2	4				3	3			6			2	4	
計	2	10	17	6	2	23	14		1	12	5	19	19	17	

※1 名遺族年金

■れいんぼう共同生活援助事業所

	年 齢 層			性 別		障 害 支 援 区 分					障 害 基 礎 年 金	
	20~29	30~39	40~49	男	女	2	3	4	5	6	1級	2級
虹の家	2	3	1	4	2		2	2	2		2	4
虹の家Ⅱ	1	2	1	4					1	3	4	
虹の家Ⅲ		4	2		6		1	1	3	1	4	2
虹の家Ⅳ	1	3	3	7				2	4	1	6	1
虹の家Ⅴ	3	1	2	6				1	4	1	4	2
計	7	13	9	21	8		3	6	14	6	20	9

(2) 主な障害

○さわらび園

(注) ASD=自閉スペクトラム症

学年齢		自閉症・知的障害	ASD	知的障害	ダウン症	ADHD	言語発達遅滞	その他	不明(未診断)	総計
通園児童	男	10	1	10		1	2			30
	女	3		1	1		1			
りとるG	男							2	10	17
	女		1						4	
ジョイフルG	男		5		1	6	2	3	3	26
	女		3					2	1	
学童療育	男	28	7	2	3		1			59
	女	8	6	4						
計		49	23	16	5	7	6	7	18	131

○成人施設

(注) てんかんには(投薬者を含む)

障害別	自閉症	てんかん	ダウン症	小頭症	脳性マヒ	リックス症候群
べにしだの家(生活介護)	33	21	10	4	3	3
れいんぼうワークス	14	6	3		1	
計	47	27	13	4	4	3
障害別	全盲	糖尿病	知的障害	その他障害	身障手帳所持	精障手帳所持
べにしだの家(生活介護)	2	2	68	3	14	
れいんぼうワークス			23	2	6	
計	2	2	91	5	20	

※べにしだアルツハイマー型認知症 1名

○グループホーム

(注) てんかんには(投薬者を含む)

障害別	自閉症	てんかん	ダウン症	小頭症	脳性マヒ	リックス症候群
べにしだ	11	8	9	3	2	3
れいんぼう	17	10	5		1	
計	28	18	14	3	3	3
障害別	全盲	糖尿病	知的障害	その他障害	身障手帳所持	精障手帳所持
べにしだ	1		37	2	10	
れいんぼう			29	1	6	
計	1		66	3	16	

※べにしだアルツハイマー型認知症 1名

(3) 成人施設障害支援区分

地域別	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	不明
べにしだの家(生活介護)			3	16	18	30	1
れいんぼうワークス				3	14	6	
計			3	19	32	36	1

(4) 通園区域別

○さわらび園

<名古屋市>

地域別	千種区	名東区	守山区	東区	北区	天白区	昭和区	瑞穂区	計
通園児童	7	18	3				1	1	30
りとるG	8	9							17
ジョイフルG	9	15	1		1				26
学童療育	22	28	2	2	1	1	2		58
計	46	71	6	2	2	1	3	1	131

<名古屋市以外>

地域別	県外	計
通園児童		
りとるG		
ジョイフルG		
学童療育	1	1
計	1	1

○成人施設

地域別	名古屋市	あま市	岡崎市	可児市	高山市	愛西市	津島市	弥富市
べにしだの家（生活介護）	62	3	1	1	1			
れいんぼうワークス		2				3	3	4
計	62	5	1	1	1	3	3	4
地域別	長久手市	清須市	稲沢市	海部郡	桑名市	計		
べにしだの家（生活介護）						68		
れいんぼうワークス		4	1	5	1	23		
計		4	1	5	1	135		

○グループホーム

地域別	名古屋市	岡崎市	あま市	愛西市	津島市	弥富市	清須市	稲沢市
べにしだ	36	1						
れいんぼう			5	5	4	4	4	1
計	36	1	5	5	4	4	4	1
地域別	海部郡	桑名市						計
べにしだ								37
れいんぼう	5	1						29
計	5	1						66

【3】各事業所事業計画の詳細

さわらび園

<児童発達支援センター>

名古屋市千種区新池町1丁目18番地の2 TEL:052-782-2777・FAX:052-782-3513

【療育の基本方針】

- 1) 障害児療育の基本は人間教育であって、決して特別ではないという原理を基調とする。
- 2) 障害の早期発見、早期療育を推進していくことを原則とし、障害児の療育を中心とする。
- 3) 障害児の全面的な発達は指導スタッフと保護者の緊密なチームワークによって促進されることを重視し、保護者の学習の機会を十分に持ち、家庭養育への支援を基盤にした母子療育支援を行う。
- 4) 子どもの真の発達保障と幸福を考えるとときに、あらゆる機関、団体はもとより、地域やボランティアなどの様々な社会資源との結びつきを深める活動を推進する。
- 5) 障害をはじめ、福祉に対する社会の認識を深めるため、各事業活動を通じてボランティアの受け入れを促進し、社会に対する啓発的役割を果たす。
- 6) 職員、ボランティアの資質の向上を図る。

I 障害児通所支援事業

- 定員 30名（児童発達支援30名・保育所等訪問支援）
- 職員数 正規職員16名・有期契約職員2名
- 施設の概要 鉄筋3階建て 延べ床面積 782.11㎡
- 開設認可年月日 昭和47年12月1日

1 児童発達支援

(1)療育計画

- 1) 指導目的
 - ◎子どもの発見と課題付け（個人の可能性）
 - ◎よりよい母子関係の確立（家族関係）
 - ◎集団参加へのアプローチ（社会性）
- 2) 療育内容 母子療育を基本とし、個々の子どもの発達促進及び家族調整を図る中で、障害児とその家族が地域社会の中で心豊かに生活を営んでいくための支援を行っていく。

①子どもの療育

日々の療育：集団個人プレイ（プレイセラピー）／課題設定／生活習慣の確立（食事・着脱・排泄等の援助指導）
適応性の拡大

発達検査：発達検査（年1回全員実施・予約により随時）

宿泊プログラム：宿泊療育（1泊2日／春・秋）／親子療育キャンプ（3泊4日／夏季）→中止
園外療育：遠足（年2回）／歩行訓練（随時）／交流保育
行事プログラム：誕生会／さわらび運動会／学習発表会等
その他：健康診断（年2回）／防災訓練（月1回）

◎保護者の学習

母親：母親グループカウンセリング（各グループ週1回）／母親研修会（コロナの状況を見て開催）／その他の研修（宿泊療育・親子療育キャンプ）／歯科検診及び相談（月1回）
発達相談（園長、主任、心理判定員による・園児全員）／その他の個別相談（随時）
父親：父親参観日（専門講師及び先輩の父親による講演・年2回）／年末懇親会（年1回）
フォーラムあさみどり（年1回）／その他の研修・個別相談（随時）

③社会とのかかわり

療育ボランティアの導入（日々の療育・宿泊療育・親子療育キャンプ等）／実習生の受入れ（随時）／地域啓発（盆踊りく中止・さわらび祭・新池子どもクラブ）／ボランティアの見学及び相談（随時）
施設開放（町内会会合・町内会まつり・ボランティアグループ会合・出発を祝う会・ボランティアスクール・等）

(2)クラス編成

○クラス編成は子どもの状況に応じて臨機に定める。内容は次のとおりとする。
Aクラス…ぞうグループ／きりんグループ Bクラス…パンダグループ／コアラグループ
○2, 3, 4, 5歳児：週5日（母子療育2日・カウンセリング1日・単独療育2日／新入園児は一定期間週3日）
○職員配置はグループ編成に応じて各期ごとに定め、子どもの状況に合わせて流動的とする。

(3)療育グループ

1)乳幼児療育グループ

在宅及び幼稚園、保育園に通う障害児を対象に、早期（0歳より受入れ）における母子療育を行う。また、児童発達支援センターでの専門的な療育及び統合保育への方向づけを意図していく。療育の目的及び内容については、園児のプログラムに準ずるものとする。

①グループ編成

りとりぐるうぷ

○在宅の乳幼児を対象にした母子通園の療育グループを週1回水曜日に実施する。
○療育は次の小グループによって行う。りす・こじか・うさぎ＝午前グループ（10:00～11:45／給食実施日13:00 まで）
○グループ編成は子どもの発達状況によって臨機に定める。
○職員配置はグループ編成に応じて定め、子どもの状況によって流動的なものとする。
○月1回の給食を実施し、食生活の確認、改善を図っていく。
*グループの開催時間や給食の実施等については、コロナの状況により変更の可能性あり。

親子教室ジョイフル

○保育園・幼稚園に通っている乳幼児を対象に母子通園の療育を毎週水曜日午後実施する。
○療育は次の小グループによって行う。くじら・いるか・ぺんぎん・あしか（各隔週 14:30～16:00）
○グループ編成・職員配置の方法はりとり G と同様。

◎保護者の学習

母親：母親グループカウンセリング（月1回）／母親研修会（コロナの状況を見て開催） 親子療育キャンプ（今年度は中止）／個別相談／発達相談（随時）／発達検査（予約）
父親：フォーラムあさみどり（年1回）／その他の研修（親子療育キャンプ・各父親の会主催の講演会等）

2)学童療育グループ

就学後におけるアフターケアの一環として実施する。家族が障害児と共に社会と深くつながりながら生きていくために、相互の学び合いの中で常に原点に戻って心を培い、親子共々に豊かな社会性を身につけていくよう援助していく。（対象児童はさわらび園を卒園した小学1年から中学3年の児童）

①指導目的

○発達確認と個別的な課題提示（適応性の強化） ○よりよい母子関係の定着（家族関係）
○他者関係の拡大（社会性） ○児童及び親の自律（将来展望の明確化）

◎療育内容

○社会適応訓練を基本とした年間プログラム（買い物実習・各種作業実習等）
○さわらび園及び法人主催の行事に参加

③グループ編成

<土曜学童>

○年1期制とし、年毎の編成を基本とする。療育は次のグループによって行う。
ピピッド（小学1年～小学3年）・ラルゴ（小学4年～小学6年）・サンライズ（中学生）・ワンダー（通常学級）

- 療育日：各月 1 回（土曜日）療育時間：14 時 30 分～16 時
- 職員配置は年間を通じた配置とし、子どもの状況によって流動的なものとする。
- <放課後クラブ>
- 学童療育におけるクラブ活動の場として位置付け、野外活動やダンス等を中心に行う。
- 療育日：月曜から金曜（週 2 回程度）療育時間：15 時 30 分～17 時 30 分
土日（月 2 回程度）療育時間：プログラム内容に応じて
- 職員配置は年間を通じた配置とし、子どもの状況によって流動的なものとする。

④保護者の学習

- 母親：母親グループカウンセリング（月 1 回）
母親研修会（年 10 回）／親子療育キャンプ（今年度は中止）
個別相談・発達相談（随時）／発達検査（予約）／宿泊訓練（各母親の会主催合宿）
小学生合宿（2 泊 3 日）中学生合宿（3 泊 4 日）のフィードバック
- 父親：フォーラムあさみどり（年 1 回）／その他の研修（あさみどり主催の講演会等）
各父親の会の活動（随時）

- (4)送迎支援（対象：児童発達支援事業の園児・対象地区：名古屋市・時間：9:00～9:30 14:30～15:00）
母親の体調不良等の諸事情により通園が不可能であり、家族の協力（送り迎え）も困難な場合は、
家族の申し出と園長の決裁により送迎支援を行う。

2 保育所等訪問支援

保育所等（保育園、幼稚園、学校を利用する障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、「保育所等訪問支援」を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進する。

- (1) 対象児童 保育園、幼稚園、学校を利用する障害児
- (2) 営業日と時間 月曜日～土曜日 9:00～16:00
- (3) 支援内容 保育所等の集団生活における適応能力の向上を図る／保育所等の職員に対する利用児童のケースカンファレンス／保育所等の事業所との連携の強化と支援ネットワークの構築／その他、利用児童及びその保護者のニーズに応じた支援
- (4) 職員配置 児童発達支援管理責任者 1 名（兼務）／訪問支援員 2 名（兼務）

3 療育時間

	9:10	12:00	13:00	14:45	15:30	18:00
月	母子療育または単独療育 (単独療育日にグループカウンセリングを実施)				放課後等 デイサービス	
火	りとりG (10:00～11:45)				ジョイフルG (14:30～16:00)	
水	母子療育または単独療育 (単独療育日にグループカウンセリングを実施)					
木	母子療育または単独療育 (単独療育日にグループカウンセリングを実施)					
金	単独療育				学童療育 14:30～16:00	
土	単独療育				学童療育 14:30～16:00	

<児童発達支援事業日課>

登園
体操
リズム
あつまり
プレイ
(課題)
昼食
歩行訓練等
おやつ
降園

* 保育所等訪問支援：9:00～16:00

* 上半期については、コロナの状況を鑑みて、時差登園を継続して行い、新入園児以外は母子療育日を週 1 日とする。

4 グループホーム支援

「グループホームあらくさの家」の支援を行う。

II 障害児相談支援事業

障害児とその家族の子育て期を支え、障害児の生活習慣等の自立に向けた課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かな支援を実施する。

- (1) 対象児童 障害児通所支援及び障害福祉サービスを利用する全ての障害児
- (2) 営業日と時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00
- (3) 支援内容 基本相談／障害児支援利用援助／サービス利用支援／継続障害児支援利用援助
継続サービス利用支援／その他、利用児童及び保護者のニーズに応じた支援
- (4) 職員数 正規職員 3 名（兼務 2 名含む）
<配置内訳：管理者 1 名（兼務）・相談支援専門員 2 名（内 1 名兼務）>

べにしだの家

障害者支援施設べにしだの家・指定相談支援事業所べにしだの家

名古屋市中村区鴨付町2丁目46番地 TEL:052-413-6531・FAX:052-413-6533

生活介護従たる事業所 茶房游・第3作業室

名古屋市中村区小鴨町85番地2

TEL:052-413-6500

生活介護従たる事業所 あらわい作業室名

名古屋市中村区荒輪井町1丁目37番地

TEL:052-412-0601

生活介護従たる事業所 あらくさ作業室

名古屋市中村区神田町14番5号

TEL・FAX:052-711-2180

べにしだ共同生活援助事業所

名古屋市中村区稲葉地町8丁目73番地

TEL・FAX:052-411-7160

1 運営の基本方針

べにしだの家は、社会の人々が心身に障害のある人とのかかわりを通して福祉の心を育み、障害のある人もそうでない人も、共に良い人生を送れる社会を創っていく拠点として運営します。

2 障害者支援施設

- 利用定員 生活介護70人 施設入所支援30人 短期入所2名（空床利用型） 日中一時支援4名
- 職員数 正規職員30人 有期契約職員23人
- 施設の規模 敷地面積 1688.16㎡
建物 1693.63㎡（鉄筋コンクリート造銅板葺陸屋根4階建延床面積）

(1) 生産活動

①作業種目・売上目標等

作業内容	協力企業・事業所	売上目標
【第1作業室】 クリーニング、自動車部品検査	二村化学、白友舎、さわらび園、わらびサルバーレ、ケイアイ加工	80万円
【第2作業室】ホースバンド	そうぎょう	83万円
【茶房游・第3作業室】 自動車部品組み付け	三好化工、タンゲ	25万円
【あらわい作業室】 箱折り、自動車部品組み付け	岩田紙器、そうぎょう、ケイアイ化工、T&M	35万円
【ゆう作業室】健康維持増進、音楽活動 等	おあしすくん関係	3万円
【あらくさ作業室】 自動車部品組付、パン製造・販売 療育援助発送作業、さをり織り、ビル清掃、委託販売	三好化工、19-26ビル、さわらび園、新池保育園いぶき保育園、希望ヶ丘保育園、かわさき保育園都福祉会、千種区役所福祉課各パン注文、一般顧客株式会社アクティブ	220万円
計		446万円

◎就業日 年間を通して月平均 22 日とする。

③作業時間

9:15		12:00	13:00	16:00	
来所	活動準備	AM活動 (適宜休憩)	昼食・休憩	PM活動 (適宜休憩)	帰宅

④工賃

別に定める工賃配分要綱に基づき、毎年3月に所長、サービス管理責任者、作業室担当者の協議により各人の工賃を決めている。「工賃査定表」の得点に応じて個別に日給金額を算出し、毎月1日から末日までの出勤日数に日額金額を乗じた金額を翌月最終金曜日に支給している。

(2) 創作等活動

- ①音楽活動…外部から音楽療法士を招聘し、ゆう作業室他希望者に提供（毎月3回）
- ②土曜活動…余暇的活動を主としたリフレッシュ、リラクゼーション活動（毎月第3土曜日）
- ③ポッチャ…楽しみながら健康を維持、増進する（毎月第2、4水曜日）
- ④あらくさダンス教室…表現活動の一環として外部講師より指導（毎月1回）

⑤その他活動…「おあしすくん」を活用した園芸活動、出展を含む絵画・造形・手芸等の活動

3 共同生活援助事業（別途「令和3年度法人共同生活援助事業事業計画」にて詳細）

利用者が地域で暮らしつづけることができるように、生活の知識と技術を身につけ、自己選択・自己決定が可能となることを願い、本体施設と連携しながら運営する。中期プランで入所をホーム化することにより、将来に亘って生活支援は全てホームが担っていくことになるため、高齢化対応も含めた支援スキルのさらなる向上を図ると共に、必要な支援体制、環境整備について継続的に検討する。また人材確保が困難な状況が継続しているため、あらゆる方法を模索しながら積極的な人材募集を展開する。

■建物の規模

名 称	利用定員	建物構造等	床面積	事業開始年月
ながおさホーム	7名	鉄骨造3階建（中古住宅改修）	174.46㎡	平成10年 9月
こがもホーム	5名	RC3階建（2階部分・中古住宅改修）	216.97㎡	平成14年 4月
ゆうゆう	4名	木造2階建（2階部分・新築）	183.15㎡	平成18年 7月
あらかいの家	7名	RC3階建（2,3階部分・中古住宅改修）	255.42㎡	平成20年 6月
いなばじホーム	7名	RC3階建（中古住宅改修）	301.87㎡	平成25年 4月
あらくさの家	6名	木造2階建（中古住宅改修・改築）	131.85㎡	平成16年 4月
神田ホーム	8名	RC3階建（3階部分・賃貸）	259.20㎡	平成17年 4月

■職員数 正規職員 8人 有期契約職員 31人 ■利用者の状況（別掲）

4 指定相談支援事業（特定相談支援・障害児相談支援） ■職員数 正規職員 2人

地域における相談支援体制を確保するため、関係機関と連携しながら引き続き指定相談支援事業により地域福祉の多様なニーズに対応していく。

5 家族の活動

【べにしだの家】

- (1) 自立をすすめる会（父親の会）： 第 52 回 6 月 19 日（土）・第 53 回 11 月 20 日（土）
- (2) 家族会 月 1 回原則第 4 月曜日
- (3) きょうだい会： 第 36 回（成人施設合同）5 月 8 日（土）・べにしだきょうだい会 2 月 12 日（土）
- (4) 家族との懇談会 利用事業、作業室単位で家族会の折に開催
- (5) 母親懇親会 12 月 17 日（金）
- (6) 特定非営利活動法人「蒼の会」との連携

【あらくさ作業室】

- (1) 家族会 月 1 回原則第 1 月曜日
- (2) パン販売等手伝い
- (3) さをり織りの縫製（月 1 回）
- (4) 「あらくさの会」との連携

6 地域の活動

- (1) ボランティアの受け入れ（昼・夜間を問わず積極的に受け入れる）
- (2) 中学・高校生のボランティア、体験学習の受け入れ
- (3) 高校生の介護実習の受け入れ
- (4) 大学生の社会福祉士・介護福祉士・保育士の実習の受け入れ
- (5) 小・中・特別支援学校教諭の教職経験者社会体験研修（10 年研修）の受け入れ
- (6) 教員免許特例法による介護等体験の受け入れ
- (7) ホームヘルパー現任研修の受け入れ
- (8) 名古屋市新規採用職員研修の受け入れ
- (9) 名古屋市障害福祉サービス新規参入者研修事業の受け入れ
- (10) 企業の従業員研修の受け入れ
- (11) 事業所見学会（前グループホーム支援者養成講座）の開催（年 1 回）
- (12) らいぶ遊（年 5 回）
- (13) 自立支援協議会との連携
- (14) 地域への施設機能の開放

7 職員会議・職員研修（法人共通のものを除く）

- (1) リーダー会議・・・・・・・・・・（月 1 回）総合施設長、所長。主任、主事

- (2) 本体スタッフ会議 (月 1 回) 本体支援スタッフ
- (3) ホームスタッフ会議 (月 1 回) ホームスタッフ
- (4) あらくさケア会議 (月 1 回) あらくさ作業室スタッフ他
- (5) 虐待防止委員会 (隔月 1 回) 所長、虐待防止委員
- (6) 作業室会議 (月 1 回) 日中活動スタッフ
- (7) 生活棟会議 (月 1 回) 入所支援スタッフ
- (8) ホーム担当者会議 (月 1 回) 世話人、パートスタッフ
- (9) 給食会議 (月 1 回) 給食委託業者、担当職員
- (10) その他会議 (随 時) 医務、相談、事務等必要に応じ開催
- (11) 有期職員研修 (年 2 回) 所長、主任、有期職員
- (12) 内部研修 (年 3~4 回) 年間計画に基づく
- (13) 外部研修 (随 時)

8 健康管理・防災

- (1) 日常の健康管理（看護師による検温、血圧測定、体重測定、医療にかかわる情報提供を実施）
- (2) 嘱託医による健康相談（毎月 1 回）
- (3) 訪問歯科による口腔ケア指導及び治療（毎週 1 回）
- (4) 緊急時の対応（こう整形外科医院、大苜病院、土方クリニック宮田医院（あらくさ）に協力医療機関として対応依頼）
- (5) 防災訓練（担当者主導で各種避難訓練、炊き出し訓練、防災設備の定期点検に合わせた非常通報機器や消火器の取扱い訓練等を年間計画に基づいて行う。避難訓練は夜間時間帯を想定した少数の勤務者による内容を随時実施。）
- (6) AED の取り扱い、てんかんの対応、感染症対策の講習（看護師主導で随時実施）
- (7) 喀痰吸引研修の受講

9 行事（年間予定表別掲）

【べにしだの家】

- (1) オプショナルツアー
※利用者の状態像の多様化と、より希望に応じた内容にするために、山の家合宿（1 班 2 泊 3 日）、日帰り旅行、一泊旅行を 2 年度にわたって実施。時期未定。
- (2) べにしだ祭 11 月 6 日（11 月第 1 土曜日）

【あらくさ作業室】

- (1) レクリエーション活動
日帰り旅行（4 月）・一泊旅行（9 月、10 月、11 月に分かれて小グループで予定）
いちご狩り（1 月末）・その他花見、カラオケ、ウォーキング等
- (2) パン店舗営業 毎週金曜日（後期から毎週木曜日も実施予定）と第 3 土曜日
- (3) ダンス教室 月 1~2 回

れいんぼうワークス

生活介護事業所れいんぼうワークス

愛西市西條町相之江 1 1 9 番地 1

TEL0567-33-2211・FAX0567-33-2212

れいんぼう共同生活援助事業所

愛西市西條町相之江 1 0 2 番地 3

TEL0567-33-2214

1 事業運営の基本方針

れいんぼうワークスは、知的な障害のある人たちが、その人その人の“しごと”を持ち、“生活する力”をつけて、地域社会の一員としてその人らしい充実した人生を送るための地域生活の拠点として運営します。

2 生活介護事業

- 利用定員 生活介護 20 名 日中一時支援 5 名
- 職員数 正規職員 8 名 有期契約職員 11 名
- 施設の規模 敷地面積 745.95㎡
建物 524.66㎡（鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建て述べ床面積）

(1) 生産活動

利用者一人ひとりの個性を生かせるような作業種目につくことにより、働く喜びを感じ、周囲から認められることによって自分自身の存在を確かめ、作業意欲が向上していくように支援します。

①業種目・売上げ目標等

作業内容	協力先	売上目標
【第2作業室/第3作業室】 自動車部品組み付け、ホースバンドの検査	(株) そうぎよう、 三晃商会	60万円
【自主製品販売事業】 刺繍、段ボール製品、Tシャツほか	スイーツカフェハル、NPO花*花	20万円
【農作業】 野菜・花の栽培	加藤友也氏(愛西市東條町) 青木重孝氏(愛西市東條町)	100万円
【その他】空き缶つぶし 古段ボール	加賀悦商店 (株) 宮崎	1万円
計		181万円

③就業日 年間を通して月平均22日とする。

③作業時間

9:00		9:40		11:00		11:45		13:30		14:30		16:00		16:30	
来所	水分補給	Am活動	茶休憩	Am活動	昼食・休憩	Pm活動①	茶休憩	Pm活動②	着替え	帰宅					

④工賃

別に定める工賃配分要綱に基づき、毎年3月に施設長、サービス管理責任者、作業室担当者の協議により各人の工賃を決めている。毎月1日から月末日までの出勤日数に日額金額を乗じた金額を翌月25日に支給している。

(2) 創作活動

月2回の音楽療法や年間を通しての契りダンボールでの製品づくり、絵画等制作を通じ、利用者の自己表現や個々の個性を引き出すような取り組みを提供する。

・土曜活動…本来は余暇的活動を主としていたが令和3年度は基本的には作業を行う。余暇活動は平日に分散した形で企画を検討する。

3 共同生活援助事業(別途「令和3年度法人共同生活援助事業事業計画」にて詳細)

利用者が、親亡きあとも地域で安心して暮らせるように利用者それぞれの自立した生活をめざし、自己選択・自己決定を行える生活が送れることを願い、通所施設を拠点としたグループホームを運営する。本人の自主性を尊重すると共に他人との共同生活を営むことによる自由の制約との調和を図るため、スタッフによる支援活動が重視されることになる。そのため、支援スタッフ相互の連携を深めることと、バックアップ施設との連携、ボランティアとの連携に努めることとする。

■建物の規模

名称	利用定員	建物構造等	敷地面積	床面積	事業開始年月
虹の家	6名	木造2階建て	248.50㎡	196.34㎡	平成17年4月
虹の家Ⅱ	4名	木造平屋建て	346.75㎡	154.73㎡	平成20年4月
虹の家Ⅲ	6名	木造2階建て	953.03㎡	199.80㎡	平成23年4月
虹の家Ⅳ	7名	木造2階建て(2階)	同上の2階	169.40㎡	平成23年4月
虹の家Ⅴ	6名	木造平屋建て	同上の敷地内	183.7㎡	平成26年7月

■職員数 正規職員5名 有期契約職員17名 ■利用者の状況(別掲)

4 家族との連携

本人の意思を尊重しつつ、また家族の利用者への思いを聞いていきながら、施設側と一緒に利用者および家族の将来についてともに考え取り組んでいけるように施設活動に参加していただき、密接な関係を築いていきます。

- (1) 自立の会(6月、1月) (2) 保護者会 月1回 (3) 母親学習会 年2回
- (4) きょうだい会<第36回(成人施設合同)5月8日(土)>・れいんぼうきょうだい会(11月)>
- (5) GH個別懇談会 年1回

5 地域の活動

- (1) 実習生の受け入れ：主に学齢期における就労前教育の一環として、保護者教育とあわせて行う。対象＝小学校5年生以上、期間＝5日間、時期＝夏休み及び卒業時の春休み
- (2) 中学生の福祉体験学習の受け入れ
- (3) 教員免許特例法による介護等体験実習の受け入れ
- (4) 大学生の社会福祉士実習の受け入れ
- (5) 見学者の受け入れ：障害者に対する認識・障害者存在の意義、自立への援助体制等について、具体的に認知してもらう機会として積極的に受け入れる。
- (6) 海部津島地域福祉作業所連絡協議会への参加
海部津島地域の福祉作業所と交流会・研修会などを通して、親睦と情報交換を図る。
- (7) ボランティアの受け入れ：障害者に対する地域社会の理解を深める担い手となっていただくため積極的に受け入れる。
- (8) ガイドヘルパー実習の受け入れ：海部津島地域で開催されているガイドヘルパー養成講座の実習生を積極的に受け入れる。
- (9) れいんぼう祭の開催：令和3年度は新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、地域住民の人々に開かれた祭はせず、事業所内の利用者に楽しんでいただける祭を開催する方向で企画する。
- (10) 地域への施設の開放
- (11) 地域行事への参加・交流
- (12) 自立支援協議会との連携。
- (13) グループホーム見学会の開催（年1回）

6 職員会議・職員研修（法人共通の物を除く）

- (1) 職員合同会議・ケース会議・・・ホーム勤務者を除く全職員、毎月1～2回
- (2) ホームスタッフ会議・・・所長、法人共同生活援助事業統括主任、ホーム担当職員、毎月1回
- (3) 職員連絡会議・ケース検討・・・勤務者を除く全職員 毎日
- (4) チーフ会議・・・所長・主任・サービス管理責任者、年3～4回
- (5) 内部研修・・・医療・介護・障害特性などの知識、技術の取得（随時）有期契約職員向け含む
- (6) 外部研修（随時）・・・支援技術向上のため、知的障害者福祉協会等の主催する研修会、研究大会に参加

7 健康管理・防災

- (1) 日常の健康管理（検温・体重測定・血圧測定）
- (2) 健康診断（年1回）
- (3) 緊急時の対応（加賀医院に協力医療機関として対応依頼）
- (4) 防災訓練（担当者主導で各種避難訓練、非常通報機器や消火器の取り扱い訓練等を計画的に行う。夜間の時間帯を想定した内容での避難訓練も随時実施。）
- (5) 感染症の対策、てんかんの対応（随時実施）

8 行事（年間予定表別掲）

- (1) 山の家合宿（2泊3日／3班） 6月23日～3週にわたって
- (2) 一泊旅行 10月8～9日

令和3(2021)年度 法人共同生活援助事業 事業計画

「障がいのある方たち（入居者）が安心して本人主体の生活を送る」ことを支援するために、「分かりやすさ」「安心」「自立に向けた個別支援」「安定した運営」をキーワードに各事業所の特色を最大限活かしながら運営する。

また今年は一昨年未から世界的に流行したコロナ感染症について感染防止や対応に最大限配慮して業務を行う。

1 分かりやすい安心できる運営・しくみ

(1) 担当会議にて情報共有、問題検討

- ・適切有効に実施する（事前に議題や資料提出・周知）
- ・担当者以外の職員の育成（会議、研修への計画的参加）

(2) 職員の働き方及び体制整備

- ・正職員はホームのコーディネーター的な業務を中心とし、直接支援はできる限り有期契約職員による体制整備を図る。
- ・有期契約職員の募集、採用は継続的に推進する。
- ・べにしだについては入所をホームに転換していく方向性に鑑み、入所支援も含めた職員の夜間勤務体制の統合を連携しながら試行する。

(3) 管理者、主任、サビ管担当者等のホーム巡回による現場状況把握の徹底

(4) 世話人新人研修の実施

(5) 世話人基礎研修の実施 ※虐待、権利擁護に関して

(6) 計画に基づいた建物修繕及び環境整備等の実施

2 本人主体の個別支援

(1) 本人のニーズや自立（エンパワメント）に基づいた計画になっているか再点検

(2) 個別支援計画（モニタリング）を期限までに作成、実施、提出

(3) 管理者（主任、主任格、サビ管）が把握

(4) 計画に基づく支援の具現化（年間計画策定）及びそれに伴うモニタリングの実施

3 365日開所にむけての対応と体制

(1) 体制整備推進（職員体制、勤務体制、緊急対応、環境整備）

(2) 有期契約職員（常勤）職員等の確保（ホーム見学会の機会等を活用）

(3) 啓発、周知、職員スキルアップ並びに資格取得（見学会の実施、サービス管理責任者研修、強度行動障害支援者養成研修及び吸痰吸引等研修等への参加）

(4) 医療、余暇、週末の過ごし方を中心とした入居者基本情報の把握と調整

(5) 本人にとっての生活拠点化（週末利用）の推進

(6) 今後の後見制度等本人の生活（要望、希望、予定）の聞き取り（今後、毎年）

4 その他

(1) 制度把握・活用のための的確な情報収集

(2) グループホーム学会研修会への参加と近隣視察研修の実施

(3) 感染症（及び災害対策）のマニュアルの見直しと情報収集の実施